

生徒心得

兵庫県立篠山東雲高等学校生徒は本校教育方針に基づき、勤労を尊び教養を高め、情操豊かな人間性を目指して、友愛と協力により社会性を培い、健康で明朗な学校生活を築こう。

総則

- 1 本校の生徒としての本分を守るように心掛けること。
- 2 人格の完成を目指し、精神を鍛え、健康的で豊かな心を育むこと。
- 3 問題行動など、生徒として道徳に反する行為をしてはならない。
- 4 この規定にないものであっても、生徒指導上の注意・指示その他を守ること。

服装規定

次に定める制服を正しく着用し、清潔な着こなしを心がけよう。

1 制服

(1) ブレザー、スラックス、スカート、長袖シャツ、ポロシャツ、ネクタイ、リボン、学校指定セーター
(スカートの丈の長さは、膝頭を標準とする。)

(2) 夏季

上衣は、ポロシャツを着用する。
下衣は、スラックス、スカートを着用する。
シャツは襟のボタンを留め、第2ボタン以降も留めておくこと。

(3) 冬季

上衣は、長袖シャツの上にブレザーを着用する。
下衣は、夏季同様とする。
ネクタイ、リボンは第1ボタンの位置に着用する。
シャツのボタンは第1ボタンから留めておくこと。

2 更衣

夏季・冬季の更衣はその時の気候に応じて判断し、生徒及び保護者あてに書面にて通知する。原則として、この前後1か月間を移行期間とし、夏季・冬季どちらの服装をしてもよい。

3 頭髪

頭髪は高校生らしい清潔な髪型とし、パーマ、脱色、染色、ワックスの使用などその他極端かつ異様な髪型をしてはならない。

4 履物・ソックス・ストッキング

(1) 通学靴は華美でない短靴、または運動靴を基本とし、派手なものは使用しない。下駄、スリッパ類は禁止する。

(2) 体育時の外靴は、運動靴を使用し、名前を記入しておく。

(3) 体育館シューズは本校指定のものを体育館専用とし、名前を記入しておく。

(4) 校内においては、本校指定の上履きを使用し、名前を記入しておく。

(5) ソックスの色は、白、黒、紺を基調とし、華美でないものとする。女子のストッキングはベージュ、又は黒の無地とする。

5 装飾品・化粧などの禁止

(1) 装飾品(ピアス、指輪、ネックレス、イヤリング、ブレスレットなど)は禁止する。

(2) 化粧(口紅、マニキュア、アイライン、マスカラ、つけまつげ、ファンデーションなど)は禁止する。

(3) その他高校生として不必要なファッション、アクセサリーの装飾を禁止する。

6 防寒着

(1) 防寒着、マフラー、手袋は華美でないものとする。

(2) セーターは学校指定のものを着用する。

7 その他

(1) 体育授業時の服装は、本校指定の体操服(ジャージ)とする。

(2) 実習における服装は、本校指定の実習服とする。

(3) 通学バッグは華美でないものとする。

(4) アンダーウェアは白または黒の無地を基本とするが、ハイネックなどの制服から出るものは着用しない。

(5) ベルトは黒を基本とし、華美でないものを着用する。

(6) やむを得ず異装をしなければならない場合は学校の許可を得なければならない。

(7) 休日であっても、登校時は制服を着用すること。